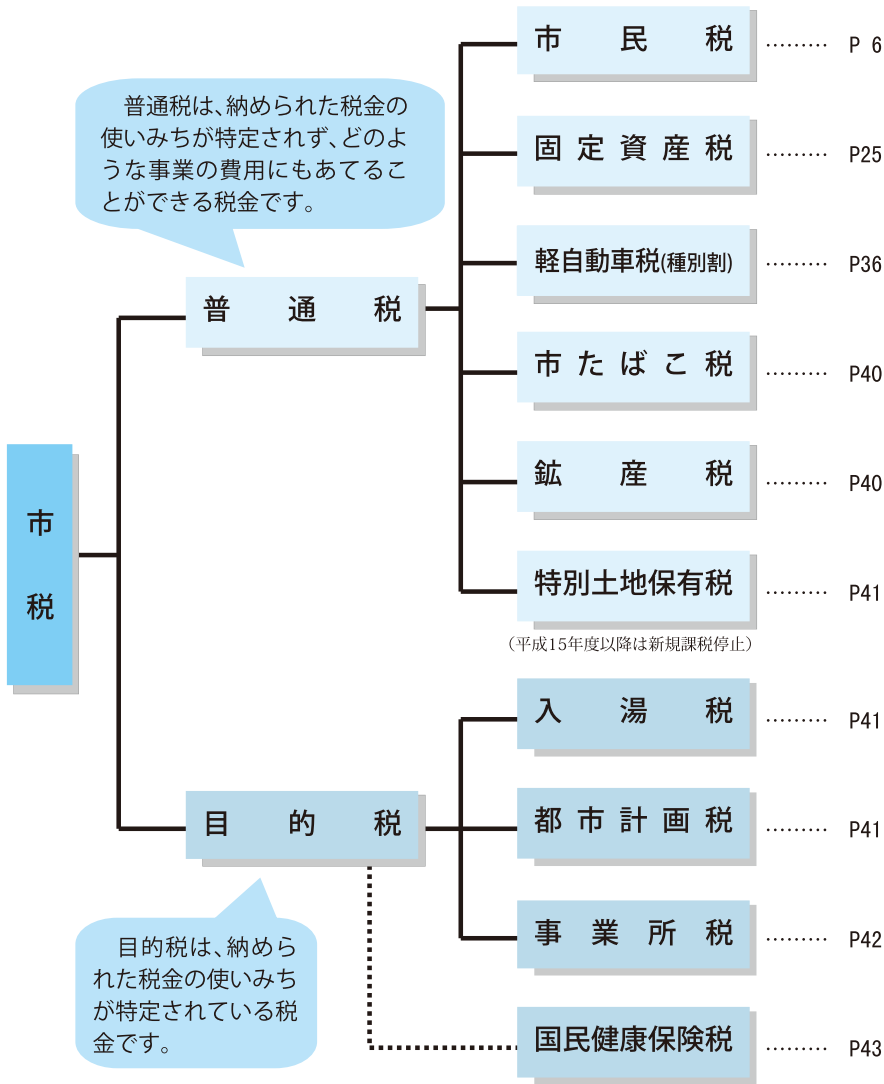


③いわき市の税体系

市税とは、市に納める税金の総称です。これに対して、国に納める税金を国税、県に納める税金を県税といいます。

現在、市民の皆さんに納めていただいている市税には、次のものがあります。



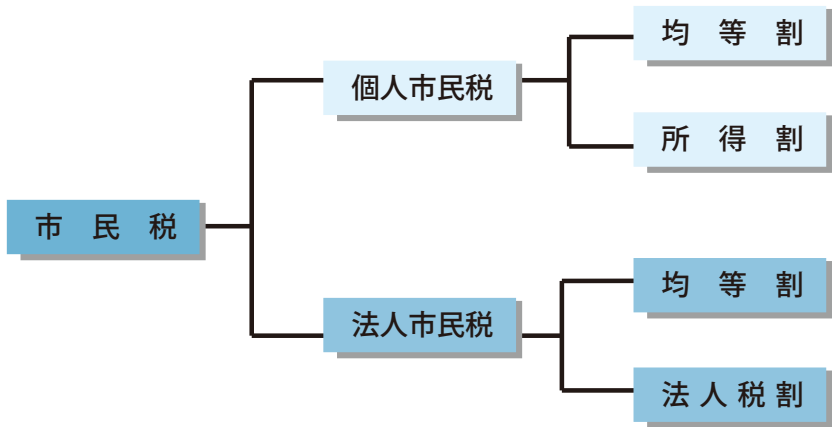
第2章 市税のあらまし

①市 民 税

市民税は、日常生活に結びついたさまざまな行政サービスに必要な費用を、できるだけ多くの市民の皆さんが分担し合うという、地方税の性格をよく表している税金です。

市民税には、個人にかかる個人市民税と、会社等の法人にかかる法人市民税とがあり、これらの市民税には、均等に負担する均等割と所得に応じて負担する所得割（法人の場合は法人税割）があります。

また、個人県民税については納税者や課税のしかたが個人市民税と同じなので、市県民税としてあわせて納めていただき、その分をいわき市から福島県に払い込んでいます。



(1) 個人市県民税

◆個人市県民税を納める人（納税義務者）

個人市県民税を納める人は、次の①又は②に該当する人です	納める税割	
	均等割	所得割
①その年の1月1日現在、市内に住所がある個人	○	○
②市内に事務所、事業所又は家屋敷を有するが住所はない個人	○	

※いわき市に住所を有するかどうか、又は事務所などを有するかどうかは、その年の1月1日（これを賦課期日といいます。）現在の状況で決められます。

◆個人市県民税がかからない人（非課税）

対 象 者	課税されない税割
・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下であった人	均等割・所得割
・前年の合計所得金額が、次の算式で求められた金額以下の人 28万円×{1（本人分）＋同一年計配偶者及び扶養親族の数} ＋16万8千円 ※控除対象配偶者及び扶養親族がない場合28万円	均等割
・前年の総所得金額等が、次の算式で求められた金額以下の人 35万円×（1＋同一年計配偶者及び扶養親族の数）＋32万円 ※同一年計配偶者及び扶養親族がない場合35万円	所得割

◆税額の計算

個人市県民税は次の手順により算出されます。

①所得金額の計算

収入金額 − 必要経費等 = 所得金額 P8

②課税所得金額の計算

所得金額 − 所得控除額 = 課税所得金額 P10

③所得割額の計算

課税所得金額 × 税率 = 算出所得割額 P13

算出所得割額 − 調整控除額 − 税額控除等 − 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額 = 所得割額

④均等割と個人市県民税の計算

所得割額 + 均等割額 = 個人市県民税額 P14

※土地、建物などの資産および株式等の有価証券の譲渡所得、配当所得（分離課税を選択した場合）、退職所得、山林所得については、他の所得と分離して各々の計算方法により税額が算出されます。（分離課税）

①所得金額の計算

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費等}} = \boxed{\text{所得金額}}$$

●所得の種類とその概要

所得の種類		所得の内容	所得金額の計算方法
総合課税所得	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額
	配当所得	株式や出資金の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費
	事業所得	営業	収入金額－必要経費
		農業	収入金額－必要経費
	給与所得	給与、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額又は特定支出控除額 P.9参照
	雑所得	年金、恩給など（公的年金等）	収入金額－公的年金等控除額 P.9参照
		他の所得にあてはまらない所得	収入金額－必要経費
	一時所得	生命保険・損害保険契約の満期返戻金など	(収入金額－必要経費－特別控除額)×1/2
分離課税所得	譲渡所得	短期	収入金額－必要経費－特別控除額
		長期	(収入金額－必要経費－特別控除額)×1/2
	譲渡所得	短期	収入金額－必要経費－特別控除額
		長期	
	一般株式等の譲渡所得	株式等有価証券の譲渡	申告分離課税 P.16参照
	上場株式等の譲渡所得		
	上場株式等の配当等所得	株式や出資金の配当	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
	先物取引	先物取引に係る雑所得等	収入金額－必要経費
	退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2
	山林所得	山林の伐採または譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額

※個人市県民税は、前年中の所得を基準として計算されます。ただし、退職所得については、退職金支払時にその支給額に応じて税額を計算し、退職金より差し引きます。

●非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として区分され、個人市県民税の対象になりません。

代表的な非課税所得

- ・ 傷病者や遺族などが受け取る恩給、年金など
- ・ 給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤手当は一定の限度額まで）
- ・ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・ 雇用保険の失業等給付
- ・ 障害者等の少額預金及び少額公債（それぞれ元本350万円以下）の利子
- ・ 児童手当、児童扶養手当

①所得金額の計算

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費等}} = \boxed{\text{所得金額}}$$

●所得の種類とその概要

所得の種類		所得の内容	所得金額の計算方法
総合課税所得	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額
	配当所得	株式や出資金の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費
	事業所得	営業	収入金額－必要経費
		農業	収入金額－必要経費
	給与所得	給与、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額又は特定支出控除額 P.9参照
	雑所得	年金、恩給など（公的年金等）	収入金額－公的年金等控除額 P.9参照
		他の所得にあてはまらない所得	収入金額－必要経費
	一時所得	生命保険・損害保険契約の満期返戻金など	(収入金額－必要経費－特別控除額)×1/2
分離課税所得	譲渡所得	短期	収入金額－必要経費－特別控除額
		長期	(収入金額－必要経費－特別控除額)×1/2
	譲渡所得	短期	収入金額－必要経費－特別控除額
		長期	
	一般株式等の譲渡所得	株式等有価証券の譲渡	申告分離課税 P.16参照
	上場株式等の譲渡所得		
	上場株式等の配当等所得	株式や出資金の配当	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
	先物取引	先物取引に係る雑所得等	収入金額－必要経費
	退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2
	山林所得	山林の伐採または譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額

※個人市県民税は、前年中の所得を基準として計算されます。ただし、退職所得については、退職金支払時にその支給額に応じて税額を計算し、退職金より差し引きます。

●非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として区分され、個人市県民税の対象になりません。

代表的な非課税所得

- ・ 傷病者や遺族などが受け取る恩給、年金など
- ・ 給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤手当は一定の限度額まで）
- ・ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・ 雇用保険の失業等給付
- ・ 障害者等の少額預金及び少額公債（それぞれ元本350万円以下）の利子
- ・ 児童手当、児童扶養手当

●給与所得の計算

給与所得については、必要経費にかわるものとして給与所得控除額を収入金額から差し引くことになっています。給与所得の金額は、給与の収入金額に応じて次のように計算されます。

(速算表)

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		から	まで		
650,999円まで		0円	円 1,628,000	円 1,799,999	「A×4×60%」 で求めた金額	(Aの算出方法) 給与等の収入金額 の合計額を「4」で 割って千円未満の 端数を切り捨てて ください。
円 651,000	円 1,618,999	給与等の収入金額の 合計額から650,000円 を控除した金額	1,800,000	3,599,999	「A×4×70%－180,000円」 で求めた金額	
1,619,000	1,619,999	969,000円	3,600,000	6,599,999	「A×4×80%－540,000円」 で求めた金額	
1,620,000	1,621,999	970,000円	6,600,000	9,999,999	「収入金額×90%－1,200,000円」で求めた金額	
1,622,000	1,623,999	972,000円	10,000,000円以上		「収入金額－2,200,000円」で求めた金額	
1,624,000	1,627,999	974,000円				

●公的年金等の所得の計算

公的年金等の収入金額から公的年金控除額を差し引いたものが、所得として取り扱われます。公的年金等の所得の金額は公的年金の収入金額に応じて次のように計算されます。

受給者の年齢	収入金額	所得金額
65歳以上	～ 3,299,999円	収入金額 — 1,200,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額 × 75% — 375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額 × 85% — 785,000円
	7,700,000円 ～	収入金額 × 95% — 1,555,000円
65歳未満	～ 1,299,999円	収入金額 — 700,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	収入金額 × 75% — 375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	収入金額 × 85% — 785,000円
	7,700,000円 ～	収入金額 × 95% — 1,555,000円

※65歳以上であるかどうかは、前年の12月31日現在の年齢で判定します。

②課税所得金額の計算

所得金額

—

所得控除額

=

課税所得金額

課税所得金額とは、所得金額から所得控除の合計額を差し引いたものです。所得控除の種類と概要は次のとおりです。

控除の種類	控 除 の 内 容		控 除 額
雑 損 控 除	前年中に災害・盗難・横領などにより資産に損害をうけた場合		次のいずれか多い方の額 ①損害の金額－保険金等により補てんされる金額 －（総所得金額等×10%） ②災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除 （重複適用は不可）	本人や生計を一にする親族のために前年中に多額の医療費を支払った場合		（支払った医療費－保険金などで補てんされる金額） －（総所得金額等の5%または10万円のいずれか少ない方の金額）（限度額200万円）
	（セルフメディケーション税制） 健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※）を行う個人が本人または生計を一にする配偶者その他の親族の一定のスイッチOTC医薬品の購入対価を前年中に支払った場合 ※健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診		（スイッチOTC 医薬品購入費-保険金などで補てんされる金額）-12,000円（限度額88,000円）
社 会 保 険 料 控 除	前年中に健康保険・雇用保険・介護保険・国民年金・厚生年金などの保険料を支払った場合		支払った保険料の全額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度に基づく掛金または確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金若しくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金を支払った場合		支払った保険料の全額
生 命 保 険 料 控 除	①旧生命保険料または旧個人年金保険料（平成23年12月31日以前契約締結）を支払った場合		
	支払った保険料の金額	控除額	
	15,000円以下	支払った保険料の全額	
	15,001円以上 40,000円以下	支払額×1/2+7,500円	
	40,001円以上 70,000円以下	支払額×1/4+17,500円	
	70,000円を超える場合	35,000円	
	②新生命保険料または新個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合（平成24年1月1日以降契約）		
	支払った保険料の金額	控除額	
	12,000円以下	支払った保険料の全額	
	12,001円以上 32,000円以下	支払額×1/2+6,000円	
	32,001円以上 56,000円以下	支払額×1/4+14,000円	
	56,000円を超える場合	28,000円	
	③同種類の旧契約・新契約の両方の支払がある場合、①と②の計算上の合計額（上限28,000円）		
	④生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、全ての支払がある場合、適用限度額70,000円 ※保険料は支払った保険料等の合計額から余剰金・割戻金の合計額を除いた額		
地 震 保 険 料 控 除	地震保険料を支払った場合		
	加入している保険	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
	①地震保険料	50,000円以下	保険料×1/2
		50,000円を超える場合	25,000円
	②旧長期損害保険料 （平成18年12月31日までに契約したもので満期返戻金があり、保健期間10年以上）	5,000円以下	支払った保険料の全額
		5,001円～15,000円	保険料×1/2+2,500円
		15,000円を超える場合	10,000円
	③支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合		①、②それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高限度額25,000円） ※1つの契約が、①、②のいずれにも該当するときは、いずれか一方のみ該当するものとして計算する。
	※保険料は支払った保険料等の合計額から余剰金・割戻金の合計額を除いた額		

障 害 者 控 除	本人又は控除対象配偶者・扶養親族に障害がある場合	
	特別障害（身障手帳 1～2 級、療育手帳 A 級など）	300,000円（同居の場合はさらに230,000円を加算）
	普通障害（身障手帳 3～6 級、療育手帳 B 級など）	260,000円

控除の種類	控 除 の 内 容	控 除 額																										
寡婦（夫）控除	本人が、次に該当する人																											
	①寡婦 ・夫と死別又は離婚後婚姻していない人で、扶養親族又は総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有する人 ・夫と死別後婚姻していない人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人	260,000円																										
	・夫と死別又は離婚後婚姻していない人で、前年中の合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する人	300,000円																										
	②寡夫 ・妻と死別又は離婚後婚姻していない人で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下の人	260,000円																										
勤労学生控除	給与所得者のうち、本人が学生・生徒等であり、合計所得金額が65万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の場合	260,000円																										
配偶者控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、控除対象配偶者（生計を一にする配偶者で前年中の合計所得金額が38 万円以下の人）を有する場合	<table><tr><th rowspan="2">配偶者控除</th><th colspan="4">納税義務者の合計所得金額</th></tr><tr><th>～9,000,000円</th><th>9,000,001円～9,500,000円</th><th>9,500,001円～10,000,000円</th><th>10,000,001円～</th></tr><tr><th colspan="5">控 除 額</th></tr><tr><td>控除対象配偶者</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td><td rowspan="2">適用なし</td></tr><tr><td>※老人控除対象配偶者</td><td>380,000円</td><td>260,000円</td><td>130,000円</td></tr></table>				配偶者控除	納税義務者の合計所得金額				～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円	10,000,001円～	控 除 額					控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	適用なし	※老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円
配偶者控除	納税義務者の合計所得金額																											
	～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円	10,000,001円～																								
控 除 額																												
控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	適用なし																								
※老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円																									
配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者が、生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く）を有する場合	控除対象配偶者以外の配偶者の場合（単位：円）																										
		納税義務者の合計所得金額																										
		～9,000,000円		9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円																							
		控 除 額																										
		配偶者の合計所得金額	380,001円～900,000円	330,000円	220,000円	110,000円																						
			900,001円～950,000円	310,000円	210,000円	110,000円																						
			950,001円～1,000,000円	260,000円	180,000円	90,000円																						
			1,000,001円～1,050,000円	210,000円	140,000円	70,000円																						
			1,050,001円～1,100,000円	160,000円	110,000円	60,000円																						
			1,100,001円～1,150,000円	110,000円	80,000円	40,000円																						
			1,150,001円～1,200,000円	60,000円	40,000円	20,000円																						
			1,200,001円～1,230,000円	30,000円	20,000円	10,000円																						
			1,230,001円～	適用なし	適用なし	適用なし																						

扶 養 控 除	本人が扶養親族 (生計を一にする親族で、前年中 の合計所得金額が38万円以下の人) を有する場合	
	①特定扶養 (年齢19歳以上23歳未満の 扶養親族)	450,000円
	②老人扶養 (年齢70歳以上の扶養親族)	380,000円
	③同居老親等扶養親族 (②のうち本人又は配偶者 と同居している直系尊属)	450,000円
	④一般扶養 (年齢16歳以上19歳未満又は、 年齢23歳以上70歳未満の扶 養親族)	330,000円
	※16歳未満の子にかかる扶養控除等 は廃止となりました	
基 礎 控 除	すべての納税義務者	330,000円

③所得割額の計算

課税所得金額

×

税率

=

算出
所得割額

算出
所得割額

-

調整控除額

-

税額控除等

-

配当割額控除額・
株式等譲渡所得割
額控除額

=

所得割額

●所得割の税率

市 民 税	県 民 税
6 %	4 %

●税額控除

○調整控除

調整控除とは、税源移譲による所得税と個人市県民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人市県民税算出所得割額から次の額を減額するものです。

課税所得金額	減 額 措 置	
200万円以下	A 人的控除額の差の合計額	AとBのいずれかの小さい額の5%を算出所得割額から減額します。
	B 個人市県民税の課税所得金額	
200万円超	{人的控除額の差の合計額－（個人市県民税の課税所得金額－200万円）}×5%を算出所得割額から減額します。 ※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円を算出所得割額から減額します。	

○配当控除

配当控除とは、株式の配当所得がある場合、算出所得割額から差し引かれるものです。

課 税 所 得 金 額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
種 類		市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	一般外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○外国税額控除

所得割のかかる納税義務者が外国で得た所得について、その国の所得税等を課された時は、一定の方法により算出所得割額から外国税額が差し引かれます。

○住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成21年から令和3年12月までに入居された方で、所得税から住宅ローン控除が控除しきれなかった方が対象となります。

控除額は、次のアとイのいずれか小さい額又はアとウのいずれか小さい額となります。

ア 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額。

イ 所得税の課税総所得金額等の額の5%（上限97,500円、平成26年3月までに入居）。

ウ 所得税の課税総所得金額等の額の7%（上限136,500円、平成26年4月から令和3年12月までに入居）。